

「北海道インフラ長寿命化計画」の進捗状況（平成 29 年度フォローアップ H30.3 現在）

1. 北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）の概要

1) 計画の位置付け

- 国の基本計画に基づき施設管理者ごとに策定する行動計画であり、公共施設等総合管理計画を兼ねるもの。
- 北海道の社会資本整備の指針である「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」における“効果的・効率的な維持管理”や、北海道強靱化計画における施策プログラムに示された各施設の老朽化対策を着実に推進するものであり、維持管理・更新等に係る中期的な取組方針を示すもの。

2) 施策（3つの方向性）

- ①メンテナンスサイクルの構築
(点検→診断→措置→記録→次の点検)
- ②トータルコストの縮減・平準化
(予防保全型維持管理の導入、個別施設計画の策定、インフラ機能の適正化)
- ③インフラ長寿命化に向けた推進体制
(施設管理者の体制づくり、担い手の確保に向けた取組)

3) 計画の対象施設と計画期間

- 交通・上下水道・公園・治水・農林水産基盤・建築物の各分野において、北海道が管理する全ての施設を対象とする。計画期間は、平成 27 年度から概ね 10 年間。

4) 計画のフォローアップ

- PDCAサイクルによる継続的なマネジメントを基本とし、計画に基づく進捗状況を把握、進捗が遅れている施策についての課題の整理・検証、その結果を踏まえた予算措置や国への政策提案を通じ、更なる計画の進捗につなげる。また、庁内に設置している「インフラ長寿命化推進会議」を中心とし、全庁横断的な体制で老朽化対策全般の推進及び情報共有を図るとともに、課題の整理や解決方策の検討を行う。

2. 進捗状況

1) 点検・診断、維持管理に係る基準等

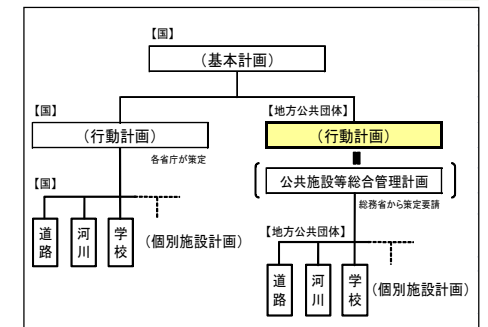
- 平成 29 年度の点検・診断は、約 9.6 万件の施設について実施しており、現時点で点検・診断に着手できていない施設は、港湾海岸と建設海岸の一部施設となっている。
- 維持管理等に係る基準等の策定状況は、道が独自に策定する予定であった全ての施設分野で策定済みであり、多くの基準で必要に応じた改訂作業が順次、実施されている。

2) 個別施設計画

- 平成 29 年度に策定予定としていた治水ダムは、平成 30 年 3 月に策定済み。
- トンネル・大型カルバート等、防災ダムでは、予定より前倒して平成 30 年 2 月に策定済み。

- 個別施設計画策定済みは、全 36 施設分類中 21 施設となり、平成 29 年度末時点での策定率は 58.3%である。（別紙「個別施設計画の策定状況」参照）

- 平成 30 年度は、砂防・建設海岸・漁港海岸の 3 分野、5 施設での策定を予定している。



インフラ長寿命化計画の体系

3. 平成 29 年度の主な取組

1) 安全確保の取組

- 体育館の照明落下事故を受け、他の施設についても点検を実施。安全対策が実施されるまで危険度が高い施設の使用を禁止（学校施設）
- 安全点検を実施し、37 河川で破損箇所の応急措置を実施（河川）
- 転落防護柵破損箇所に、立入禁止の措置を実施（治水ダム、砂防、建設海岸）
- 老朽化が進んでいる一部の施設について、立入禁止の措置を実施（都市公園、自然公園、漁港など）

2) インフラ機能の適正化

- 信号機 19 基を廃止した他、17 基について必要性の高い場所へ移設（交通安全施設）
- 利用状況を踏まえ陸間を廃止し、開口部を閉鎖（建設海岸、漁港海岸）
- 公園利用者の動向、近隣施設の整備状況を踏まえ、人道橋 1 基を撤去（自然公園）
- 釧路総合振興局保健環境部の保健行政室を旧釧路聾学校へ移転（庁舎等）

3) 庁内体制

- 説明会や研修会、技術検討会等を開催（道路、河川、都市公園、林道、治山、庁舎等、学校施設など）
- 交通安全施設チェックポイントの教養資料を発売し、実効ある点検を推進（交通安全施設）
- 国等が主催するメンテナンス会議、説明会、研修会への参加（道路、空港、下水道、発電施設、工業用水道など）
- 道立公園において、「道立広域公園管理運営会議」を開催（都市公園）
- 個別施設計画作成マニュアル地すべり防止施設を改訂（農地防災施設）



民有林林道橋梁点検技術研修会
(新十津川町 H29.8)

4) 新技術等の導入

○メンテナンスや油流出事故防止等の観点から、オイルレス機構を導入（発電施設）

5) 他施設管理者との連携や市町村等への支援

- 市町村への助言や情報提供を目的とした北海道下水道技術調整会議を開催（下水道）
- 空港職員の技術力向上のため、道管理空港職員及び市管理空港職員合同の空港担当者会議を開催（空港）
- 地域新エネルギー導入のための技術・経営について市町村にアドバイスを実施（発電施設）



北海道下水道技術調整会議
(北海道庁赤レンガ H29.12)



農業水利施設 現地研修会
(沙流土地改良区<平取町> H29.11)

- 個別施設計画を策定する土地改良区等を対象とした現地研修会を開催（農業水利施設）
- 施設の長寿命化などに関する建築技術を市町村に情報提供するため、建築技術研修を開催（庁舎等）
- 国や道、市、指定管理者からなる野幌森林公園管理運営協議会を開催（自然公園）

○夏休み親子見学会、空の日、ダム湖祭り等の各種イベントを開催（発電施設、工業用水道施設、空港、治水ダム）

○地域住民を対象とした書庫ツアー、講演会、利用講座等を実施（社会教育施設）



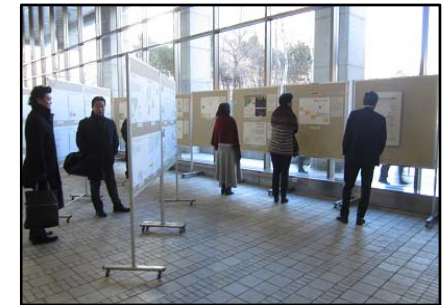
夏休み親子見学会
(苫小牧地区工業用水道 H29.8)



森と湖に親しむつどい
(小平ダム～おびらしべ湖 H29.7)

7) 人づくりの強化

- 将来の建築技術者となる若年層の育成と技術向上を目的とした高校生建築デザインコンクールを開催（庁舎等）
- 管理事務所、民間会社等の職員育成のため、各空港で航空保安教育訓練を実施（空港）
- 現地巡視等に関する教育や社内講習会への指導（坑廃水処理施設）
- 大学生や高校生を対象としたインターンシップ等を実施（発電施設、工業用水道施設、漁港など）



高校生建築デザインコンクール
(北海道庁ロビー H30.1)

6) 利用者の理解と協働の推進

- 各施設への理解促進を目的としたパネル展等を実施（道路、下水道、砂防、建設海岸、発電施設、工業用水道施設など）
- 登山道維持管理協議会における施設維持管理の実施や、外来植物の防除作業への参加（自然公園）



土砂災害防止パネル展
(北海道庁ロビー H29.6)



ボランティアによる花壇植栽
(道南四季の杜公園<函館市> H29.6)

- 11の道立公園において、ボランティア活動による花壇植栽等を実施（都市公園）
- 草刈・伐開など市民団体協働による川づくり事業を47河川72団体で実施（河川）

4. 主な課題

1) 点検・診断や長寿命化工事に係る財源確保

○維持管理や点検・診断にも活用可能な交付金制度の創設や、施設の設置年次や規模及び更新に要する費用に関わらず、全ての管理施設の修繕・更新が交付金事業の対象となるよう要件の緩和などについて、引き続き国に要請する。

2) 個別施設計画の策定、及び計画の見直し

○施設によっては点検・診断を踏まえた個別施設計画の策定が難しい分野もあるが、国や他都府県の事例を参考に、速やかに策定をする必要がある。

○個別施設計画に基づく施設管理は、定期的な点検・診断の結果により状況が変化することから、現状の把握を適宜行い、施設の対策時期などを見直すなどの対応が必要となる。

【別紙】 個別施設計画の策定状況（H30.3 現在）

分野		施設 No	施設等	計画名	H26 以前※ 1	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
交通	道路	1	橋梁	北海道橋梁長寿命化修繕計画	○							
		2	トンネル、シールド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等	北海道道路トンネル長寿命化修繕計画 北海道シールド・シェルター長寿命化修繕計画 北海道大型カルバート長寿命化修繕計画 北海道横断歩道橋長寿命化修繕計画 北海道門型標識等長寿命化修繕計画				○				
			舗装、道路附属物	北海道舗装長寿命化修繕計画 北海道小規模附属物長寿命化修繕計画								
	交通安全施設	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	空港	4	滑走路、誘導路、エプロン	各空港別 維持管理・更新計画書 (奥尻・女満別・中標津・紋別・利尻)	○							
	5	航空灯火	航空灯火 維持管理・更新計画書	○								
港湾（海岸）	6	突堤・離岸堤									○	
上下水道等	下水道	7	終末処理場	石狩湾浄化センター長寿命化計画 石狩川流域下水道長寿命化計画 など	○							
		8	中継ポンプ場								○	
		9	管路等								○	
	発電施設	10	電気工作物・土木工作物	北海道発電施設長寿命化計画	○							
	工業用水道施設	11	工業用水道施設	北海道工業用水道施設長寿命化計画	○							
	坑廃水処理施設	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
公園等	自然公園	13	橋梁（人道橋）								○	
		14	自然公園等施設								○	
	都市公園	15	園路広場、修景施設、休養施設、遊戯施設等	道立公園施設長寿命化計画	○							
	森林総合施設	16	主要森林総合施設（建物・小屋等、道路施設等、橋梁）	「道民の森」施設管理保全計画		○						
治水	河川	17	堰、樋門、水門、排水機場（施設規模が大きく、特に重要な施設）	北海道河川管理施設長寿命化計画			○					
	18	樋門・樋管（上記以外の小規模な樋門・樋管）	北海道樋門長寿命化計画	○								
	治水ダム	19	ダム	北海道ダム長寿命化計画				○				
	砂防	20	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設						○			
	建設海岸	21	堤防、護岸							○		
		22	水門、陸閘							○		
農林水産施設	農業水利施設	23	ダム、ため池、頭首工、用排水機場、水路								○	
		24	海岸保全施設								○	
		25	地すべり防止施設								○	
	農地防災施設	26	防災ダム	小沢ダム・大沢ダム個別施設計画 上小川ダム個別施設計画				○				
		27	橋梁	道有林林道橋梁長寿命化計画	○							
	治山	28	治山施設								○	
	漁港	29	漁港								○	
漁港海岸	30	堤防、護岸							○			
	31	水門、陸閘							○			
建築物	年度計	32	庁舎等	長期保全計画	○							
		33	病院	長期保全計画		○						
		34	学校施設	長期保全計画	○							
		35	社会教育施設等	長期保全計画	○							
		36	警察施設	長期保全計画	○							
		37	道営住宅	道営住宅長寿命化計画	○							
		38	職員住宅	長期修繕計画	○							
		合計	年度計	38施設			15	2	1	3	5	4
累計	(うち個別施設計画の策定予定は36施設)				(15)	(17)	(18)	(21)	(26)	(30)	(36)	
策定率					41.7%	47.2%	50.0%	58.3%	72.2%	83.3%	100%	

■ 個別施設計画の対象は、原則として下記の(a)～(c)を除く全ての施設とする

- (a) 経年的な損傷以外の損傷によって健全性が左右される施設 (b) 主たる構成部が精密機械・消耗部材である施設 (c) 規模の小さい施設

※ 1：北海道インフラ長寿命化計画策定時（H27.6）以前に策定された計画